



令和7年5月15日
鳥取財務事務所

お知らせ

特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言（第2弾）を行い、新たな金融犯罪への対応を強化するための連携協定を締結しました

令和7年5月7日（水）、中国財務局鳥取財務事務所は、鳥取県警察及び鳥取県内金融機関等とともに「特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言（第2弾）」を行い、新たな金融犯罪への対応を強化するための連携協定を締結しました。

1. 概要

昨年5月に共同宣言を実施し、各機関で連携して詐欺防止に取り組んでまいりましたが、最近ではインターネットを通じた非対面取引に係る金融犯罪が増加しています。

このような現状を踏まえ、詐欺被害の更なる防止を図るため、今回の共同宣言では以下の新たな取組みを発表しました。

- － 金融機関と鳥取県警察との間で捜査協力及び連絡体制に係る連携協定締結
- － 非対面取引への対応強化
- － 不正利用口座情報等の共有
- － 県民向け周知の強化

2. 預金者の皆様へのお願い

預金者が詐欺被害にあっている可能性がある場合、被害の拡大を防ぐため、連携協定に基づき、金融機関と鳥取県警察との間で情報共有することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

また、最近の詐欺事例として、インターネットバンキングを利用した不正送金被害が急増しており、SNS型投資詐欺やSNS型ロマンス詐欺など、SNSで知り合った相手に金銭を送金してしまう被害が増えています。

預金者の皆様には、以下の点にご注意いただき、詐欺防止に努めていただければ幸いです。

- － 非対面取引の際には、相手の身元をしっかりと確認する。
- － 不審なメールや電話には応じない。
- － 県警からの注意喚起情報を定期的に確認する。
- － 不正利用が疑われる場合は、すぐに県警や金融機関に連絡する。

今回の共同宣言では、県民の財産を守るため、金融機関と鳥取県警察との連携をこれまで以上に強化することとなりました。預金者の皆様には、引き続き各機関の取組みにご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

3. 共同宣言参加機関（以下、順不同）

金融機関（17 機関）

(株)鳥取銀行、(株)山陰合同銀行、(株)島根銀行、(株)中国銀行、鳥取信用金庫、米子信用金庫、倉吉信用金庫、中国労働金庫、鳥取県信用農業協同組合連合会、みずほ銀行鳥取支店、三井住友信託銀行鳥取支店、ゆうちょ銀行鳥取店、西日本信用漁業協同組合連合会、日本郵便(株)、日本政策金融公庫鳥取支店、商工組合中央金庫鳥取支店・米子支店、鳥取県信用保証協会

業界団体（5 機関）

生命保険協会鳥取県協会、日本損害保険協会中国・四国支部、日本証券業協会中国地区協会、日本貸金業協会鳥取県支部、日本防災通信協会鳥取県支部

関係機関（4 機関）

鳥取県警察、鳥取県、日本銀行鳥取事務所、中国財務局鳥取財務事務所

《特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言（第2弾）の宣言式の様子、至：鳥取銀行本店》



詐欺撲滅オリジナルキャラクター「シロウ」

【お問い合わせ先】

中国財務局鳥取財務事務所理財課
電話 0857-26-2295（代表）